

学校保健安全法等に定める感染症発症時の対応について

学校保健安全法等に定める感染症を発症してした場合には、同法令で定められた期間、別表のとおり出席停止の扱いとなります。

発症したときは、保護者から学校へ欠席の連絡をしてください。

治癒後の登校再開に際しては、以下に従ってください。

1. 新型コロナウイルス感染症（濃厚接触の待機を含む）の場合

保護者が療養・待機期間及び健康状態の確認を行ってください。書類の提出は不要です。

2. インフルエンザ（疑いを含む）の場合

保護者が記入した治癒報告書を提出してください。

治癒した後、次の様式に必要事項を記入の上、教務課へ提出してください。

【保護者記入様式】「インフルエンザ（疑いを含む）治癒報告書」

[・様式.pdf](#)

[・記入例.pdf](#)

3. 上記1及び2以外の感染症の場合

医師による登校許可証明書が必要です。

次の様式を病院へ持参、医師に必要事項を記入してもらい、もしくは医師の診断書を発行してもらい、治癒後に教務課へ提出してください。

【様式】「感染症による欠席理由書（学校報告用）」もしくは、様式任意の「医師の診断書」

[・様式.pdf](#)

別表

学校保健安全法等に定める学校において予防すべき感染症と治癒後の提出書類

種類	感染症名	出席停止の期間の基準	治癒後の提出書類
第一種	○エボラ出血熱 ○痘そう ○ペスト ○ラッサ熱 ○ジフテリア ○重症急性呼吸器症候群（SARS） ○中東呼吸器症候群（MERS） ○特定鳥インフルエンザ ○新型インフルエンザ等感染症 ○法令等に基づく指定感染症及び新感染症	○クリミア・コンゴ出血熱 ○南米出血熱 ○マールブルグ病 ○急性灰白髄炎	医師の記入による「感染症による欠席理由書（学校報告用）」
	○新型コロナウイルス感染症（COVID-19）	治癒するまで	保護者が確認することで書類提出不要。取扱いは、下記（注）のとおり
	・当該感染症の濃厚接触者 ・風邪症状がある場合	健康観察の待機期間終了まで 治癒するまで	
第二種	○インフルエンザ ※特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日	保護者の記入による「インフルエンザ（疑いを含む）治癒報告書」
	○百日咳 ○流行性耳下腺炎（おたふく風邪） ○風しん ○咽頭結膜熱 ○髄膜炎菌性髄膜炎	○麻しん ○水痘（水ぼうそう） ○結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	○コレラ ○腸管出血性大腸菌感染症 ○パラチフス ○急性出血性結膜炎	○細菌性赤痢 ○腸チフス ○流行性結膜炎 ○その他の感染症	

（注）新型コロナウイルス感染症（COVID-19）治癒後の取扱い

当該感染症の療養期間・待機期間解除の確認は、国及び富山県の定めるところに従い、保護者において行うこととし、当該感染症における治癒確認の書類の提出は求めないこととします。

なお、当該感染症の後遺症で咳、のどの痛み、鼻水等がある場合は出席停止となります。十分治療、休養し、体調を整えてから登校を再開するようにしてください。

○療養期間・待機期間の基準（令和4年9月7日現在）

(1) 有症状者の療養期間

発症日「0日」として、7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から療養解除

(2) 無症状者の療養期間

①検体採取日を「0日」として、7日間経過した場合は8日目から療養解除

②検体採取日を「0日」として、5日目の検査で陰性の場合、6日目から療養解除

(3) 濃厚接触者の健康観察の待機期間

①感染者と接触のあった日を「0日」として、翌日から5日間を経過し、症状がない場合は6日目から待機解除

②感染者と接触のあった日を「0日」として、2日目及び3日目の検査が陰性の場合3日目から待機解除

○体調不良による欠席の出席停止

毎朝、保護者が健康観察を実施し、以下の症状がある場合は、無理をせず、自宅で休養する。

・風邪の症状がある。（発熱、咳、のどの痛み、鼻水等の症状）

・同居の家族等に上記の症状がみられる場合も、登校しない。【富山県における新型コロナ感染対策レベルがレベル2以上の場合】